

## 週休2日制促進工事における経費補正等基準（一般土木工事編）

令和7年11月

坂東市総務部管財課

坂東市が発注する週休2日制促進工事实施要領（以下「要領」という。）第5条に示す「別に定める経費補正等基準」のうち、一般土木工事に係るものについては下記のとおりとする。

### 記

#### 1 本基準の対象

茨城県積算基準及び標準歩掛（土木編）に基づき予定価格を算定の上、坂東市が発注する週休2日制促進工事を対象とする。

#### 2 経費補正等の実施について

##### （1）発注者指定型の場合

ア 当初発注の予定価格算定において、3による経費補正等を実施する。

イ 現場閉所日確保率が100パーセント未満となった場合は、当該補正を解除（設計変更減）する。

##### （2）受注者希望型の場合

ア 契約後の受発注者協議により週休2日での施工が決定した場合、3による経費補正等を設計変更時に実施する。

イ 現場閉所日確保率が100パーセント未満となった場合は、経費補正は行わない。

#### 3 経費補正等の基準

##### （1）経費補正係数

ア 経費補正及び市場単価方式・土木工事標準単価による積算にあたっては、茨城県土木部検査指導課から公表されている「週休2日制促進工事における経費補正等基準（一般土木工事編）」に示す補正係数を準用する。

(注) 積算システムでは、「11. 週休制度補正区分」において、「完全週休2日(土日)」又は「4週8休(月単位)」を選択する。

イ アにおける現場閉所日確保率は、以下の算式による。

$$\begin{aligned} \text{現場閉所日} & \quad \text{要領第6条に定める実施工程の作成により設定した} \\ \text{確保率(\%)} & = \frac{\text{現場閉所日のうち現場閉所した実績日数(※1)}}{\text{要領第6条に定める実施工程の作成により設定した}} \\ & \quad \text{現場閉所日の総日数(※2)} \\ & \quad \times 100(\%) \end{aligned}$$

※1 要領第3条に定める振替現場閉所日も含める。また、発注者の指示や緊急対応等により現場閉所ができなかった日についても、現場閉所した日とみなす。

※2 完全週休2日制の場合は、対象期間の土曜日、日曜日の総日数。

4週8休制(月単位)の場合は対象期間の月単位で設定した28.5パーセント(7分の2)の総日数

(7分の2未満または7分の2を超えた現場閉所日)は設定しないこと。

ウ 週休2日に係る積算単価の端数処理については下記のとおりとする。

- 1) 「労務費」 少数点以下切捨て
- 2) 「市場単価・土木工事標準単価」 少数点以下切捨て

#### 附 則

この基準は、令和7年8月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和7年11月26日から施行し、改正後の「週休2日制促進工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」は、令和7年9月1日から適用する。